

三重県会計規則（抄）

三重県会計規則（抄）

平成18年6月16日
三重県規則第69号

最終改正 [令和7年4月1日 三重県規則第35号]

目 次

第1章 総則

第1条（趣旨）

第2条（用語の定義）

第3条（所属の長への委任）

第4条（会計管理者の事務の代理）

第5条（出納員）

第6条（会計職員）

第11条（所の出納閉鎖期日）

第3章 支出

第51条（前金払）

第52条（部分払）

第5章 契約

第61条（競争入札参加資格）

第62条（入札の公告）

第63条（入札参加者の指名）

第64条（入札指名者への通知）

第65条（予定価格の作成）

第66条（最低制限価格）

第67条（入札保証金）

第68条（入札）

第69条（電子入札）

第70条（入札の中止及び延期）

第71条（入札の無効）

策72条（低入札価格調査）

第73条（随意契約）

第74条（見積書の提出）

第75条（契約保証金）

- 第 76 条 (契約書の作成)
- 第 77 条 (契約書の提出)
- 第 78 条 (仮契約書)
- 第 79 条 (契約の変更)
- 第 80 条 (契約の解除)
- 第 81 条 (履行遅延に対する違約金)
- 第 82 条 (契約解除の場合における違約金等)
- 第 83 条 (契約履行の届出)
- 第 84 条 (監督)
- 第 85 条 (検査)
- 第 86 条 (契約代金の請求)
- 第 87 条 (権利義務の委任及び譲渡の制限)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 県の会計事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 三重県部制条例（平成24年三重県条例第6号）に規定する部、出納局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び三重県警察の組織に関する規則（昭和41年三重県公安委員会規則第2号）に規定する警察本部の課（隊、所及び学校を含む。）をいう。
- (2) 所 三重県予算調製及び執行規則（昭和39年三重県規則第14号）第2条第6号の規定に基づき予算の令達を受ける地域機関等をいう。
- (3) 所属 部局等及び所をいう。
- (4) 出張所 分室、分校等所属において所在の異なる内部組織をいう。
- (5) 指定金融機関等 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- (6) 資金前渡受者 令第161条の規定による資金の前渡を受けるため指定された職員をいう。
- (7) 契約締結権者 知事又はその委任を受けて契約の締結権を有する者をいう。
- (8) 東京事務所等 東京事務所及び関西事務所をいう。
- (9) 会計管理者等 会計管理者、第5条第2項第4号の規定による知事が別に定める出納員及び東京事務所等の出納員をいう。

(所属の長への委任)

第3条 次に掲げる事務は、当該事務を所掌する所属の長に委任する。

- (1) 歳入の調定、歳入戻入の決定及び歳入歳出外現金の受入れの決定並びに納入義務者への通知及び返納義務者への通知
 - (2) 支出命令、歳入戻入の命令及び歳入歳出外現金の払出しの命令
 - (3) 現金（現金に代えて納付させる証券を含む。）の出納通知
 - (4) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納通知
 - (5) 物品の出納通知
 - (6) 動物及び生産物の処分
 - (7) 不用物品の処分
- 2 出張所における前項第5号及び第6号の事務は、前項の規定にかかわらず、当該出張所における上席の者（以下「出張所の長」という。）に委任する。

- 3 知事の承認を受けた所属にあっては、当該所属の長は、会計事務を取り扱う課長（地域機関にあっては室長）又はこれに相当する職にある者（以下「所属の長等」という。）に第1項各号に係る事務の全部又は一部を専決させることができる。
- 4 前項の所属にあっては、次条以下この規則中「部局等の長」、「所の長」及び「所属の長」とあるのは、「所属の長等」と読み替えるものとする。ただし、部局等にあっては第7条及び第121条を、所にあっては第7条、第8条及び第121条を除くものとする。
- 5 他の規則又は規程により第1項各号の事務に係る専決すべき職が定められているときは、前各項の規定にかかわらず当該専決すべき職にある者に専決させる。

（会計管理者の事務の代理）

第4条 会計管理者に事故があるときは、出納局副局長の職にある職員（当該職員に事故があるときは、会計支援課長の職にある職員）が、その事務を代理する。

（出納員）

第5条 所属に、出納員を置く。

- 2 出納員は、次の各号の所属の区分に応じ、当該各号に掲げる職をもって充てる。
 - （1）全所属 当該所属において会計事務を主担する所属の長の次席の職にある者
 - （2）総務部 管財課長、総務事務課及びデジタル改革推進課の班長
 - （3）出納局 知事が別に定める者
 - （4）教育委員会事務局 教育総務課の班長
- 3 前項の規定にかかわらず所属において複数の出納員が必要な場合にあっては、知事が必要と認める職の者を加えることができる。
- 4 第2項第1号に規定する職を置かない所属における出納員は、知事が命じる。
- 5 知事は、前各項に規定するもののほか、必要な公署に出納員を置くことができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 前各項の出納員へ委任する事務の範囲については、会計管理者が別に定める。
- 7 第3項により会計事務を行う場合にあっては、第2項第1号の出納員が職務を総括しなければならない。
- 8 第1項から第5項までの規定により教育委員会事務局、警察本部等知事部局以外の職員が出納員に充てられ、又は命じられる場合は、当該職員の職に相当する知事部局の職員に併任されたものとする。

（会計職員）

第6条 所属に、会計職員として現金取扱員、物品取扱員及び審査取扱員を置くことができる。

- 2 会計職員の任命は、当該職員が所属する所属の長が必要に応じて行う。
- 3 前2項の規定により教育委員会事務局、警察本部等知事部局以外の職員が会計職員に命じられたときは、当該職員の職に相当する知事部局の職員に併任されたものとする。

(所の出納閉鎖期日)

第 11 条 所の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。ただし、会計管理者が特に必要があると認めるときは、延期することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会計管理者が別に定める所については、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖することができる。

(前金払)

第 51 条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 官公署に対して支払う経費

(2) 補助金、負担金、交付金、委託費及び出資金

(3) 前金で支払をしなければ契約することが困難な請負、買入れ又は借入れに要する経費

(4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料

(5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料、日本放送協会に対して支払う受信料その他これらに類する経費

(6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費

(7) 運賃

(8) 訴訟に要する経費

(9) 醸造用米穀購入費

(10) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第 1 項に規定する公共工事の経費（契約金額が 100 万円以上のものに限る。）

(11) 前金払で支払いをしなければならない修繕料、手数料その他これに類する経費

(12) 会場借上料

(13) 前金払により経費の節減を図ることができ、かつ、確実な履行が認められる経費

(14) 電気通信回線を利用して契約の申し込みを行い、又は履行を受けるものに要する経費

(15) 感染症対策に要する経費（知事が別に定めるものに限る。）

(部分払)

第 52 条 工事、製造その他の請負又は物件の購入の契約で、その契約により既済部分又は既納部分に対し、その完了前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、部分払をすることができる。

2 前項の規定により部分払をすることができる額は、工事、製造その他の請負契約にあっては既済部分に対して契約金額の割合によって算出した金額の 10 分の 9（その性質上既済部分を区分できる場合その他特別の理由がある場合においては、既済部分に対する価格の全額）以内の額とし、物件の購入契約にあってはその既納部分に対する代価の相当額とする。

第5章 契 約

(競争入札参加資格)

第61条 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が必要とする資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 令第167条の4第2項に該当する者でないこと。
- (4) 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

2 知事は、前項各号に規定するもののほか、必要があるときは、当該競争入札に必要な参加資格を定めることができる。

3 第1項各号の競争入札参加資格及び前項に規定する当該競争入札に必要な参加資格の確認の方法は、知事が別に定める。

4 知事は、第2項の規定により定めた参加資格のうち令第167条の5第1項に係るものについては、公示しなければならない。

(入札の公告)

第62条 契約締結権者は、一般競争入札又はせり売りにより契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して10日前までに次に掲げる事項を三重県公報、新聞、掲示、インターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

- (1) 入札を行う事項及び内容
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札説明書等の配布の日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 予定価格を事前に公表する入札にあつては当該予定価格
- (7) 第69条に規定する電子入札を行おうとするときはその旨
- (8) 議会の議決を要する場合はその旨
- (9) 入札の無効に関する事項
- (10) その他必要な事項

2 契約締結権者は、令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を行おうとするときは、前項に掲げる事項に加え、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準について、公告しなければならない。

3 入札者がいない場合若しくは再度の入札を行い落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、再度の入札の公告をしようとするときは、第1項ただし書の規定を準用する。

(入札参加者の指名)

第63条 契約締結権者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、競争入札参加資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）を、原則として5人以上指名しなければならない。

(入札指名者への通知)

第64条 契約締結権者は、前条の規定により指名した入札者に対し、第62条第1項各号（第2号を除く。）の規定に掲げる事項を、入札期日の前日から起算して5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。

2 契約締結権者は、令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札を行おうとするときは、前項に定める事項に加え、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準について、通知しなければならない。

(予定価格の作成)

第65条 契約締結権者は、競争入札又は随意契約により契約を締結しようとするときは、知事が別に定めるものを除き、予定価格を定めなければならない。

2 契約締結権者は、予定価格を定めるときは、契約を締結しようとする事項の総額について定めなければならない。ただし、総額によることが困難な契約にあっては、単価について定めることができる。

3 契約締結権者は、知事が別に定める場合を除き、前項により定めた予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」（第45号様式）という。）を作成し、封筒に入れ封緘しなければならない。

(最低制限価格)

第66条 契約締結権者は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る競争入札において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

2 前項の最低制限価格は、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内とし、予定価格調書（第45号様式）にこれを記載しなければならない。

(入札保証金)

第67条 競争入札又はせり売りに参加しようとする者の納付すべき入札保証金の額は、入札価格の100分の5以上（インターネットを利用して不特定多数の者が参加する公有財産及び物品の売払いに係る競争入札を行う場合は、予定価格の100分の10以上の額。せり売りの場合は、契約締結権者が定める額）とする。

2 契約締結権者は、競争入札又はせり売りに参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 競争入札を行う場合において、当該競争入札に係る参加資格を有し、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 不用の決定をした物品を売払う場合において、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

3 契約締結権者は、入札者で落札しなかった者の入札保証金は落札決定後直ちに返還し、落札者の入札保証金は契約締結後返還しなければならない。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札)

第 68 条 競争入札参加資格者が競争入札に参加しようとするときは、入札書（第 46 号様式）を 1 件ごとに作成して封筒に入れ封緘し、入札者の氏名又は法人名及び工事名又は物件名等を表記して、契約締結権者の指定する日時及び場所に提出しなければならない。この場合において、入札書の提出を郵便等により送付しようとするときは「何々（工事名又は物件名等）入札書在中」と表記した書留郵便等によらなければならない。

(電子入札)

第 69 条 電子入札（電子情報処理組織（契約締結権者の使用に係る電子計算機と契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。第 74 条第 2 項において同じ。）を使用して行う入札をいう。）に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札価格等所定の情報を入力し、契約締結権者の指定した日時までに、当該契約締結権者の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

2 前項の電子入札の運用については、知事が別に定める。

(入札の中止及び延期)

第 70 条 契約締結権者は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2 契約締結権者は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を当該入札の公告（入札の通知を含む。）と同様の方法により、周知しなければならない。

(入札の無効)

第 71 条 競争入札において、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の入札は無効とする。

(1) 競争入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。

(3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

(4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

(5) 入札書の記載事項が確認できないとき。

(6) 入札保証金の額が第 67 条第 1 項に規定する額に満たないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(低入札価格調査)

第 72 条 契約締結権者は、工事又は製造その他の請負の契約に係る競争入札において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該契約の履行に係る調査を行うことができる。

2 契約締結権者は、前項の規定による調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

(随意契約)

第 73 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 400 万円

(2) 財産の買入れ 300 万円

(3) 物件の借入れ 150 万円

(4) 財産の売払い 100 万円

(5) 物件の貸付け 50 万円

(6) 前各号に規定するもの以外のもの 200 万円

2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法等を公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称及び契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(4) その他知事が必要と認める事項を公表すること。

(見積書の提出)

第 74 条 契約締結権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、知事が別に定めるものを除き、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、原則として 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。

2 電子情報処理組織を使用して行う見積書の提出及びその運用については、知事が別に定める。

(契約保証金)

第 75 条 契約の相手方となる者の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上（インターネットを利用して不特定多数の者が参加する公有財産及び物品の売払いに係る競争入札を行う場合は、予定価格の 100 分の 10 以上の額）とする。

- 2 前項に規定する契約保証金の納付は、知事が別に定める担保及びその価値の提供をもって代えることができる。
- 3 契約締結権者は、契約金額に増減があったときは、その増減の割合に従って契約保証金を増減することができる。
- 4 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
 - (3) 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (4) 物件を売払う契約を締結する場合において、契約の相手方により売払代金が即納されるとき。
 - (5) 契約金額が第73条第1項の規定により随意契約によることができる額であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 契約の相手方が、国（公社、公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体又は県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）第2条第1項に規定する県出資法人であるとき。
 - (7) 単価による契約（契約締結時に期間と単価を定め、当該契約に定めた事項が生じたときに権利義務が発生するものに限る。）を締結する場合であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- 5 契約締結権者は、契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、契約の目的物が種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、財産の売払いに係る契約において納付された契約保証金は、契約の相手方の同意を得て契約代金に充当することができる。

（契約書の作成）

第76条 契約締結権者は、契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を記載した契約書（第47号様式）を作成しなければならない。

2 契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 100 万円未満であるとき。
- (2) 物件を購入する場合において、供給者が直ちにその全部を納入するとき。
- (3) 物件を売払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその全部を引き取るとき。
- (4) せり売りを行うとき。
- (5) 官公署と契約するとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、契約締結権者が特に必要がないと認めたとき。

(契約書の提出)

第 77 条 契約締結権者は、契約書（第 47 号様式）により契約を締結するときは、契約の相手方を決定した日から 30 日以内の間で当該契約書の提出期間を定め、遅滞なく契約の相手方に通知しなければならない。

2 契約の相手方は、前項の規定により通知のあった提出期間内に、契約書を提出しなければならない。
この場合において、正当な理由なく当該提出期間内に契約書を提出しないときは、契約締結の権利を失う。

(仮契約書)

第 78 条 契約締結権者は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三重県条例第 9 号）の定めるところにより、議会の議決を必要とする契約を締結しようとするときは、仮契約書を作成し、議会の議決を経たときに本契約に切り替える旨約定しなければならない。

(契約の変更)

第 79 条 契約締結権者は、契約の締結後において経済情勢の変動、工事施工上の変更その他必要があると認めるときは、契約の相手方と協議の上、契約を変更し、又はその履行を一時中止することができる。

- 2 契約締結権者は、前項により契約を変更する場合において必要があるときは、変更に係る仕様書又は設計書等を契約の相手方に交付しなければならない。
- 3 第 1 項により契約を変更する場合は、第 76 条及び第 77 条の規定を準用する。ただし、既に契約書により契約の締結を行っているものにあつては、変更に係る契約書の作成及び提出について省略することができない。
- 4 契約締結権者は、契約の相手方から災害その他のやむを得ない理由により、履行期限内に契約を履行することができない旨の申し出があったときは、双方協議の上、履行期限を延長することができる。

(契約の解除)

第 80 条 契約締結権者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 履行期限内に契約が履行される見込みがないとき。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の規定により許可を取り消されたとき。

(3) 不正の行為により契約の履行を妨げたとき又は契約事項に違反したとき。

(4) 契約締結権者又は契約締結権者の命じた者が行う検査及び監督に際してその執行を妨げたとき。

2 前項に規定する場合のほか、契約締結権者において特に必要がある場合は、契約を解除することができる。

3 契約の相手方は、契約締結権者の責に帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。

4 契約締結権者又は契約の相手方は、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。

(履行遅延に対する違約金)

第81条 契約締結権者は、契約の相手方が履行期限内にその義務を履行しないときは、次に掲げる場合を除き、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ未履行部分相当額に知事が別に定める率を乗じた額を、違約金として徴収しなければならない。

(1) 第79条第4項の規定により履行期限の延長を承認したとき。

(2) 履行遅延による損害賠償について特約したとき。

(3) 契約の解除により契約保証金が県に帰属するとき。

2 前項に規定する違約金は、契約により支払う代価から控除して充当するものとし、代価が控除する額に満たないときは、契約の相手方に対してその旨を通知し、当該不足する額を追徴しなければならない。

3 前2項の規定は、契約の相手方が第85条に規定する検査に合格しないため、その補修、改造又は取替え若しくは補充を命じられ、契約締結権者の定める期間内に履行しないときに準用する。

(契約解除の場合における違約金等)

第82条 契約締結権者は、契約の相手方の責に帰する理由により契約を解除した場合において、契約保証金の納付を免除しているときは、契約保証金に相当する額を違約金として徴収するものとする。

2 前項の場合において、既済部分又は既納部分の代価を支払うときは、その代価から控除して充当するものとする。ただし、代価が控除する額に満たないときは、契約の相手方にその旨通知し、当該不足する額を追徴しなければならない。

(契約履行の届出)

第83条 契約の相手方は、契約を履行しようとするとき（工事又は製造に限る。）及びその履行を完了したときは、契約締結権者にその旨を書面で届け出なければならない。ただし、契約の履行内容が軽微なものについては、口頭により届け出ることができる。

(監督)

第84条 契約締結権者は、契約の相手方の工事の施行についての監督を自ら又は職員に命じて行わなければならない。

(検査)

第 85 条 契約締結権者は、第 83 条の規定による契約の履行完了の届出を受けたときは、その届出を受けた日から工事の請負にあつては 14 日以内に、製造その他の請負又は財産の買入れ等にあつては 10 日以内に検査を自ら又は職員に命じて行わなければならない。

2 契約締結権者は、特に理由がある場合を除き、同一の契約について、前項に規定する検査を行う職員(以下「検査員」という。)と前条に規定する監督を行う職員とを兼ねさせることができない。

3 第 1 項の規定により検査を行うときは、原則として契約の相手方を立ち会わせなければならない。この場合において、契約の相手方が正当な理由なく検査に立ち会わないときは、その検査の結果について異議の申立てをすることができない。

4 契約締結権者又は検査員は、検査の結果、契約の履行を確認したときは、完成認定書(第 48 号様式)又は履行確認書(第 49 号様式)を作成の上、契約の相手方に交付するとともに引渡しを受ける必要があるものについては、その引渡しを受けなければならない。ただし、契約金額が 100 万円未満の契約又は知事が別に定めるものについては、完成認定書又は履行確認書を省略してその結果を口頭により通知することができる。

5 契約締結権者又は検査員は、契約の検査の結果、契約の履行が確認できない部分があるときは、契約の相手方にその部分を補修、改造等必要な措置をさせなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、契約金額の部分払をしようとするときに準用する。この場合において、第 4 項の規定中「完成認定書又は履行確認書」とあるのは「出来高認定書」と読み替えるものとする。

(契約代金の請求)

第 86 条 契約の相手方は、契約代金の請求をしようとするときは、完成認定書(第 48 号様式)、履行確認書(第 49 号様式)又は出来高認定書(第 50 号様式)の交付を受けた後、契約締結権者に対し請求書を提出しなければならない。ただし、前条第 4 項ただし書の規定により口頭で通知されたものにあつては、当該通知を受けた後、請求書を提出しなければならない。

(権利義務の委任及び譲渡の制限)

第 87 条 契約の相手方は、契約の締結によって生じる権利及び義務を第三者に委任し、又は譲渡するときは、契約締結権者の承認を受けなければならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して中小企業者が売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

様 式 目 次

入札書（工事関係用）	〔第46号様式（その1）〕	16
入札書（物件関係用）	〔第46号様式（その2）〕	17
契約書	〔第47号様式〕	18
完成認定書	〔第48号様式〕	20
履行確認書（物品の購入、印刷物の請負等）	〔第49号様式（その1）〕	21
履行確認書（役務、委託等）	〔第49号様式（その2）〕	22
出来高認定書	〔第50号様式（その1）（その2）〕	23

入 札 書（工事関係用）	
入 札 価 格	
工 事（施行） 場 所	地内
工 事 名 （ 目 的 名 ）	
入 札 保 証 金	
上記金額で三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）及び三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号）により請け負いたいのので入札します。 年 月 日 三重県知事 宛て 入札者 住所（所在地） 氏名 ㊟ （名称及び代表者名）	

- 備考 1 1 件ごとに作成し、消えにくいものにより記載し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。
- 3 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

（規格 A 4 縦）

入 札 書 (物件関係用)				
入 札 価 格				
物 件 名				
入 札 保 証 金				
内 訳				
品 目	規 格	数 量	単 価	金 額
			円	円
上記金額で三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）及び提示条件によって納入したいので入札します。 年 月 日 三重県知事 宛て 入札者 住所（所在地） 氏名 (名称及び代表者名) ㊞				

- 備考 1 1 件ごとに作成し、消えにくいものにより記載し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。
- 3 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

(規格 A 4 縦)

(表)

契 約 書		収 入 印 紙 
契 約 目 的		
契 約 内 容		
履 行 期 限	年 月 日	
履 行 場 所		
契 約 金 額		
契約保証金額		
三重県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、 上記 について契約を締結し、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）及 び次の条件によって互いに契約を履行する。 この契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有 する。 年 月 日 甲 所在地 三重県 三重県知事  乙 住所（所在地） 氏 名  (名称及び代表者名)		

備考 この様式によることが困難なものにあつては、適宜必要な事項を記載した契約書を作成すること。

(規格 A 4 縦)

(裏)

条件

- 1 契約代金の支払時期及び方法
- 2 監督・検査
- 3 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における利息、違約金その他の損害金
- 4 危険の負担及び保証期間
- 5 契約不適合責任
- 6 契約の変更及び解除
- 7 紛争の解決方法
- 8 売掛債権の例外措置
- 9 その他契約の履行に必要な事項

(規格A 4 縦)

完 成 認 定 書

契約者 住所
氏名

1 履行場所又は
施 行 区 域

2 契 約 名
又 は 目 的

3 契 約 金 額

4 契約の締結 年 月 日

5 着 工 年 月 日

6 完 成 期 限 年 月 日

7 完 成 年 月 日

8 検 査 年 月 日 年 月 日

三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 79 条第 4 項の規定により
年 月 日まで工期延長

上記検査の結果完成したことを認定します。
年 月 日

所 属 名

検査員職氏名（署名）

- 備考 1 この様式は標準様式であり、必要に応じて適宜項目及び内容について追加又は変更することができるものとする。
- 2 2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は契約代金の請求書に支出証拠書として添えるものとする。
- 3 災害その他のやむを得ない理由により工期を延長した場合は、延長後の完成年月日を記載すること。

（規格A 4 縦）

履 行 確 認 書

契約者氏名

頁

品 目	品 質 規 格	数 量	単 位	金 額
契約年月日(発注)	年 月 日	納 期 限	年 月 日	
契 約 金 額				
給付を完了した日	年 月 日			
検 査 場 所				
検 査 年 月 日	年 月 日			
上記検査の結果履行を確認しました。 年 月 日 所 属 名 検査員職氏名（署名）				

- 備考 1 この様式は、物品の購入、印刷物の請負等に使用すること。
- 2 2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は契約代金の請求書に支出証拠書として添えるものとする。
- 3 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

(規格A 4 縦)

履 行 確 認 書

契約者氏名

業 務 名

履 行 場 所
又 は 目 的

契 約 金 額

契 約 の 締 結 年 月 日

履 行 期 限 年 月 日

履行を完了した日 年 月 日

検 査 年 月 日 年 月 日

上記検査の結果履行を確認しました。

年 月 日

所 属 名

検査員職氏名（署名）

- 備考 1 この様式は、役務、委託等に使用すること。
- 2 2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は契約代金の請求書に支出証拠書として添えるものとする。
- 3 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

（規格A 4 縦）

出 来 高 認 定 書			
（ 履行場所又は 施 行 区 域 ）		契約者 住所 氏名	
（契約名）			
着 工		年 月 日	
完成期限		年 月 日	
名 称	金 額	備 考	
(1) 契 約 金 額	円		
(2) 出来高部分の契約金相当額			
(3) (2)に9／10 を乗じた金額			
(4) 前 金 償 却 額			
(5) 出 来 高 支 払 済 金 額		第 回出来高支払済額 第 回 ” 第 回 ” 第 回 ”	
(6) 内 金 請 求 書			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
所 属 名		検査員職氏名（署名）	

- 備考 1 この様式は標準様式であり、必要に応じて適宜項目及び内容について追加又は変更することができるものとする。
- 2 2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は契約代金の請求書に支出証拠書として添えるものとする。

（規格A 4 縦）

出 来 高 認 定 書						
名 称		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(1) 設 計 総 額						
(2) 出来高部分の 設 計 額						
内 訳						

- 備考 1 支出証拠書として、第 50 号様式（その 1）に添えること。
- 2 電子計算機により処理する場合においては、この様式に準じて作成すること。

（規格 A 4 縦）